

消費税法改定に伴うTAAの対応のご案内

平素はTAAをご愛顧いただき、厚く御礼を申し上げます。

この度、消費税法の一部改定に基づき 2019 年 10 月 1 日より消費税率は8%から10%に変更となります。TAAにおける消費税等の取扱いにつきましては、以下の通りとなりますのでご案内申し上げます。

記

以下の各お取引に係る消費税率は、記載の基準日といたします。

※基準日が 2019 年 10 月 1 日(火)以降となる場合、全てのお取引の消費税率は10%となります。

お取引内容	基準日
・オークション車両代金 出品/成約/落札手数料 ・TAA下見代行手数料(FAX受付) ・TAA下見代行手数料(TC-web Σ 受付) ・クレーム値引き/キャンセル※ ¹ ・TC-web Σ 不在申込料	開催日
・TAAワンプライス落札車両代金※ ² 成約/落札手数料	成約日
・会場内外の車両輸送料	御取扱日※ ³
・TC-web Σ 月会費(10月分以降)※ ⁴	—

※¹クレームによる値引き・キャンセル等が発生した場合、対象となる車両が 2019 年 9 月 28 日(土)以前のオークション取引であった際、消費税率は原則 8 %が適用されます。

但し、キャンセルによる車両の輸送費は、輸送を行った日が 2019 年 10 月 1 日(火)以降の場合、消費税率は原則 10 %が適用されます。

※²TAA ワンプライスは、消費税の税率改定に伴うTAAシステムメンテナンスのため、
9/26 (木)、9/28 (土)開催についてはサービスを休止させていただきます。

※³車両輸送料の基準日である御取扱日は、輸送代の請求書および明細書に記載しております。

※⁴TC-web Σ 月会費は、10 月会費分より消費税は 10%が適用されます。

ご不明な点は、最寄りのTAA会場までお問合せください。

以上